

三 当該添付書面等記載事項（国税庁長官が定める添付書面等に係るものに限る。）が記録された電磁的記録であつて、当該添付書面等を交付すべき者から提供を受けたもの（当該添付書面等を交付すべき者により当該電磁的記録に記録された情報に電子署名が行われば、かつ、当該電子署名に係る電子証明書が当該情報と併せて提供されているものその他これに類するものとして国税庁長官が定めるものに限る。）を当該申請等と併せて送信する方法

四 当該添付書面等記載事項（国税庁長官が定める添付書面等に係るものに限る。）の電磁的記録（当該電磁的記録をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあっては、前項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を記録した光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法

5 第三項（第一号に係る部分に限る。）の場合において、国税庁長官が定める添付書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を送信するときは、税務署長等は、国税庁長官が定める期間、当該送信に係る事項の確認のために必要があるときは、当該添付書面等を提示又は提出させることがある。

6 第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、申請等を行つた者が前項の規定による提示又は提出に応じない場合には、当該提示又は提出に応じない添付書面等については、適用しない。

7 通算親法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二条の六の七に規定する通算親法人をいう。以下この項及び第六条第二項において同じ。）が、他の通算法人（同法第二条第十二条の七の二に規定する通算法人をいい。以下この項及び第六条第二項において同じ。）の法人税（各事業年度の所得に対する法人税に限る。）及び地方法人税（地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第六条第一項第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税に限る。）に係る申請等（法人税法第七十五条

の第四第一項に規定する法人税の申告及び地方税の申告を除く。以下この項及び第六条第二項において同じ。)に関する事項の処理として、前条第二項の出入力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、当該通算親法人の使用に係る電子計算機から、申請書面等記載事項並びに同項の規定により通知された当該通算親法人の識別符号及び暗証符号並びに当該他の通算法人的識別符号(国税庁長官が定める場合には、当該通算親法人及び当該他の通算法人的識別符号)の入力(当該申請等の情報が申請書面等記載事項をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録(第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。)に記録されたものである場合(当該申請書面等記載事項を入力する方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。)には、当該申請書面等記載事項の入力を除く。)をして、当該申請等の情報に当該通算親法人の代表者又は国税庁長官が定める者の電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信した場合には、当該他の通算法人は、当該申請等を第一項に定めるところにより行つたものとみなす。この場合において、当該通算親法人が、当該申請等に係る添付書面等記載事項を第三項各号に掲げる方法(当該申請等の情報が申請書面等記載事項をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に記録されたものである場合には、同項第二号に掲げる方法)により送信し、又は提出したときは、当該他の通算法人は、当該添付書面等記載事項を同項に定めるところにより送信し、又は提出したものとみなす。

7 認定事業者は、第四項各号に掲げる事項に変更が生ずることとなつたときは、遲滞なく、その旨を国税庁長官に届け出なければならない。

6 国税庁長官は、第一項の認定をした場合において、同項の申請等を行う者の利便性の向上に資すると認めるときは、当該認定をした電子計算機について第一項の認定をし、又は当該申請に係る電子計算機が同項の国税庁長官の定める基準に適合しないと認めるときは、当該申請を却下する。

5 国税庁長官は、前項の申請があつた場合は、遅滞なく、これを審査し、当該申請に係る電子計算機について第一項の認定をし、又は当該申請に係る電子計算機が同項の国税庁長官の定める基準に適合しないと認めるときは、当該申請を却下する。

4 第一項の認定を受けようとする者（当該認定に係る電子計算機を管理する者に限る。第十項において同じ。）は、次に掲げる事項を国税庁長官に申請しなければならない。

3 第一項の申請等を行う者は、特定ファイルに記録した申請等情報の電磁的記録を同項の権限を付与した状態で国税庁長官が定める期間保存しなければならない。

2 前項の規定により特定ファイルに申請等情報を記録する場合におけるその記録に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

1 第一項の申請等を行う者は、特定ファイルに記録した申請等情報の電磁的記録を同項の権限を付与した状態で国税庁長官が定める期間保存しなければならない。

附 則（平成一七年一二月二日財務省令第八四号）
この省令は、平成十八年一月四日から施行する。
附 則（平成一九年三月三〇日財務省令第二二六号）
この省令は、平成二十年一月四日から施行する。ただし、別表第六十二号を次のように改める。改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則（平成一九年一二月二七日財務省令第六七号）
この省令は、平成二十年一月四日から施行する。
2 改正後の国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第六項の規定は、この省令の施行の日以後に同条の規定により電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行う国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二百二十三条第一項の請求について適用する。
附 則（平成一〇年四月三〇日財務省令第三三号）
1 この省令は、平成二十一年九月一日から施行する。
2 改正後の第四条第四項に定める国税の納付手続きを行おうとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その届出を行うことができる。
附 則（平成一二〇年一二月一日財務省令第七八号）抄
1 この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。
2 附則第四項の規定にかかわらず、整備法第十五条の規定によりなお前述の例により特例民法法人の業務の監督が行われる間は、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の実施する。
3 附則第四項の規定にかかわらず、整備法第九条の規定によりなお前述の例により特例民法法人の業務の監督が行われる間は、国税関係法令の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

の利用に関する省令中監督省令に関する規定（監督省令第三条に係るものを除く。）は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成二十三年三月三一日総務省・財務省令第一号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成二三年四月二七日財務省令第二〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年一月六日財務省令第二号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行し、改正後の別紙様式第一号及び第二号は、平成二十三年分の給与から適用する。

附 則 (平成二十四年一月二十五日財務省令第七号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日財務省令第二二号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年七月九日財務省令第六三号)

1 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。
改正後の国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第四条第一項及び第四項の規定は、この省令の施行の日以後に行う同条第一項又は第四項の規定による届出について適用し、同日前に行われた改正前の国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第四条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に行う同条第一項又は第四項の規定による届出については、なお前例による。

附 則 (平成一七年三月三一日財務省令第四〇号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

1 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。
2 改正後の国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(次項において「新令」という。)第四条第一項の規定は、平成三十一年一月四日以後に行う同項に規定する申請等について適用し、同日前に行なった改正の規定並びに次項及び附則第三項の規定による規制措置を適用する。
3 附 則 (平成二十八年三月三日財務省令第79号)
この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二号)の施行の日から施行する。
附 則 (平成二十八年六月一〇日総務省・財務省令第五号)
この省令は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。
附 則 (平成二十九年三月三日財務省令第三〇号)
(施行期日)
1 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。(ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
2 第七条第二項の改正規定 平成二十九年六月一日
3 第四条第一項の改正規定(「使用して申請等を行おうとする者」の下に「(次条第一項ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定により申請等を行おうとする者を除く。)」を加える部分に限る。)及び第五条第一項ただし書の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 平成三十一年一月四日
(経過措置)

3 新令第五条第一項の規定は、平成三十一年一月四日以後に行う同項の規定による申請等について適用し、同日前に行われた旧令第五条第一項の規定による申請等については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年三月三一日財務省令第三二号）抄

（施行期日）

（この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

一 第四条第一項の改正規定、第五条第一項の改正規定、第六条の改正規定及び第七条第一項の改正規定並びに次項及び附則第六項の規定 平成三十一年一月四日

二 第五条第二項の改正規定（「この項」の下に「及び次項」を加える部分に限る）、同条第七項を同条第八項とする改正規定、同条第六項の改正規定、同項を同条第七項とする改正規定、同条第五項を同条第六項とする改正規定、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項を同条第四項とする改正規定及び同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに附則第五項の規定 平成三十一年四月一日

三 第九条の改正規定、第十条の改正規定及び第十二条の改正規定並びに附則第七項の規定 定 令和二年一月一日

四 第五条第二項の改正規定（「送信する」を「送信し、又は提出する」に改める部分に限る。）及び同項に一号を加える改正規定並びに附則第四項の規定 平成三十一年四月一日

（経過措置）

改正後の国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（以下「新令」という。）第五条第一項の規定は、平成三十一年一月四日以後に行う同項の規定による申請等について適用し、同日前に行われた改正前の国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（以下「旧令」という。）第五条第一項の規定による申請等については、なお従前の例による。

- 3 新令第五条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日以後に行う同条第一項の規定による申請等について適用し、同日前に行われた旧令第五条第一項の規定による申請等については、なお従前の例による。

4 新令第五条第二項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、令和二年四月一日以後に行う同条第一項の規定による申請等について適用する。

5 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間ににおける新令第五条第三項の規定の適用については、同項中「送信し、又は提出」とあり、及び「送信又は提出」とあるのは、「送信」とする。

6 新令第七条第一項ただし書の規定は、平成三十一年一月四日以後に納付する国税について適用する。

7 新令第九条、第十条及び第十二条の規定は、令和二年一月一日以後に行う新令第九条第二項に規定する処分通知等について適用し、同日前に行われた旧令第九条第二項に規定する処分通知等については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年四月一八日財務省令第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年一月七日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二九日財務省令第二四号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条第二項第二号イの改正規定 令和元年七月一日

二 別表第四十七号を同表第四十八号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同表第四十七号を同表第四十八号とする部分を除く。） 令和元年九月三十日

（経過措置）

2 改正後の国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日以後に行う同条第一項の規定による申請等について適用する。

<p>第一項 (施行期日) この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。</p>
<p>附 則 (令和二年三月三一日財務省令第二七号)</p>
<p>二一 (施行期日) 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定及び第十二条の改正規定並びに附則第三項の規定は、同年七月一日から施行する。</p>
<p>二二 (経過措置) 2 改正後の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（次項において「新令」という。）第五条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に行う同項の規定による申請等について適用し、同日前に行つた改正前の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（次項において「旧令」という。）第五条第一項の規定による申請等については、なお前との例による。</p>
<p>二三 3 新令第十条及び第十二条の規定は、令和三年七月一日以後に行う新令第十条に規定する处分通知等について適用し、同日前に行つた旧令第六十条に規定する处分通知等については、なお従前の例による。</p>
<p>二四 (附 則) (令和二年六月三〇日財務省令第六六号) 抄 (施行期日)</p>
<p>二五 (附 則) (令和四年四月一日財務省令第十八号) 抄 (施行期日)</p>
<p>二六 (附 則) (令和四年四月一日財務省令第十九号) 抄 (施行期日)</p>
<p>二七 (附 則) (令和三年三月三一日財務省令第三二号) 抄 (施行期日)</p>
<p>二八 (附 則) (令和三年三月三一日財務省令第三三号) 抄 (施行期日)</p>

附則（令和四年三月三一日財務省令第三二号）抄

第一条 この省令は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第五条第三項第四号の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に改正前の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（以下この条において「旧令」という。）第四条第一項の届出（同条第四項に規定する特定納付手続のみに係るものに限る。）をした者に対する同条第四項の規定による通知については、なお従前の例による。

施行日前に旧令第四条第八項の届出をした者に対する同項の規定による通知及び提供については、なお従前の例による。

第三条 税務署長は、施行日において既に旧令第四条第四項の規定により識別符号の通知を受けている者（施行日において既に同条第八項の規定により暗証符号の通知を受け、同条第一項の申請等又は国税の納付手続に利用することができる入出力用プログラムの提供を受けている者を除く。）及び施行日以後に第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同条第四項の規定による通知を受けた者に対し、暗証符号を通知し、改正後の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第二項の入出力用プログラムを提供するものとする。この場合において、当該暗証符号は、同項の規定により通知されたものとみなす。

附 則（令和五年三月三一日財務省令第三二七号）

この省令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第八条第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月三〇日財務省令第三一号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する規定は、令和八年九月二十四日から施行する。

る法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条
第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。